## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

| Title       | 今泉秀太郎 (ポンチ絵画家) の死刑方法改正論:<br>続・明治法制史料雑纂 (七)  |
|-------------|---|
| Sub Title   | Imaizumi Hidetarō (cartoonist); on the capital punishment by poison                                   |
| Author      | 手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)   |
| Publisher   | 慶應義塾大学法学研究会   |
| Publication | 1965  |
| year        |   |
| Jtitle      | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and  |
|             | sociology). Vol.38, No.11 (1965. 11) ,p.81- 85  |
| JaLC DOI    |   |
| Abstract    |   |
| Notes       | 資料  |
| Genre       | Journal Article   |
| URL         | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara<br>_id=AN00224504-19651115-0081 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 今泉秀太郎(ポンチ絵画家)の死刑方法改正論

続 明治法制史料雑纂 (七)

手 塚

豊

用を主張した見解は、明治以降、おそらく他に類例のすくない異色 の死刑論と思われる。 て知られた今泉秀太郎の雑談を収めた『一瓢雑話』の中にみられる 「死刑の改正を望む」の一文であるが、絞首刑を廃し、毒殺刑の採 ここに紹介する史料は、明治時代に時事新報のポンチ絵画家とし

些少のものでも貴重といえる。今泉の毒殺刑論を、ここに紹介する 張がすくなかつたことは事実と思われるが、絶無ではないから、な 首刑の代りに他の方法の死刑を採用すべしとする見解の動きについ ある。しかし、これらは専ら死刑反対論の流れの研究であつて、絞(3) お将来の研究課題であろう。したがつて、それに関連する史料は、 ては、ほとんどふれたものがない。わが国においては、そうした主 業績がいくつかあり、私もその驥尾に附して一文を発表したことが (2) これまで、明治以降の死刑論の歩みについては、すでに諸先学の

> れ以来、軍刑法の銃殺刑(祭、同年海軍刑法一条)を唯一の例外とし、 改定律例と異なり、死刑を「絞首」だけに限定している(ポ!)。そ 所以である。 周知のごとく、明治十五年刑法は、それまでの新律綱領あるいは

普通刑法の死刑は、すべて絞首刑に統一されたのである。

ところが、これら刑法の施行直後の頃、アメリカでは、電気によ

八九年一月一日から施行した。そして、逐次他の州にも波及したの八八八年六月四日(明治二十一年)の法令で、それを定め、翌一八八八年六月四日(明治二十一年)の法令で、それを定め、翌一八 chair) を最初に採用したのはニューヨーク州である。 同州では、一 時事新報)。アメリカで、電気による死刑すなわち電気イス(electric る死刑 (electrocution) のことが盛に論議されはじめた。この模様は わが国でも新聞紙上に報道された(例えば明治十七年十二月十六日・

これに先きだち、ニューヨーク州あるいは他の州の議会における

である。

今泉秀太郎(ポンチ絵画家)の死刑方法改正論

うである。明治二十年五月四日・朝野新聞は、次のような記事を掲がため、わが政府部内でも電気イスの採用が、考慮されはじめたよ五月三日・五月十六日・時事新報。同年五月十一日・朝野新聞)。 それ電気イス採用の論議は、 わが国にも伝えられた (例えば明治二十年

げている。

とを乞ひたるに、同大学にては数回試験を為したる上、其の取調会し、獣類に就き精細なる試験をなし、其結果を報告せられんこりしより、遂に玆に至りしものか、其筋にては此程医科大学に照昨今、我邦にも電気を用ひて死刑を行はんとの議をなす者の起

同月七日・大阪日報にも同じ内容の記事がみられるが、「医科大べたる顚末を報告せられたりと云へり。

めて、電気殺にしたとの噂あり」とも伝えている。当時、外務省にに、同月二十八日・高知日報は「編纂中の刑法草案中では絞殺を止学」とあるは、いうまでもなく東京帝国大学医科大学である。さら

われていた。「編纂中の刑法草案」というのは、この委員会の論議設けられていた法律取調委員会で、明治十五年刑法の修正作業が行

を指すのであろう。

燃があつたか どうかについてもまた 同様である。不足のため、残念ながら考証できない。その後、そうした議論の再止したのかなど、さらに詳しい事情については、現在の私は、渉猟頭した。しかし、政府部内のどこで発議されたのか、そしてなぜ中頭した。しかし、政府部内のどこで発議されたのか、そしてなぜ中

今泉の 「一瓢雑話」は、明治三十四年九月の出版であるが(誠之

これにより、

同書は今泉の病中の談話を、

福井順作の速記によつ

今泉秀太郎は中津の人、一瓢と号す。福沢諭吉の甥に当り、明治首」という手段に反対した第二の提案であつたとみていい。

堂刊)、その毒殺刑論は、

前述の電気イス採用論議に次いで、

が絞

七年九月十八日逝去、享年四十歳。(6)(6)(2)と述べている。明治三十て四月中より今泉氏の後を襲はしめたり」と述べている。明治三十

べている。「一瓢雑話」の序文「前口上」は、その出版の由来を次のように述

井氏の速記を煩はす所以であります。 水田間へ出る事が叶は私は数年前から、病気に罹りまして。 南来世間へ出る事が、福の、病中ながら私の意思を一通り世間の人へ知らせる為めに、福益々喋りたいといふ情が、愈々切になつて参ります……右の次第益々喋りたいといふ情が、愈々切になつて参ります……右の次第が、病気に罹りまして。 南来世間へ出る事が叶は私は数年前から、病気に罹りまして。 南来世間へ出る事が叶は私は数年前から、病気に罹りまして。 南来世間へ出る事が叶は

て出版したものであることがわかる。同書の内容は、「漫画の修業」(?) 『子供の遊び方』「西洋画法を用ゆべし」「女の着物に就いて」「行儀

家の目にふれる機会はきわめてすくなかつたであろう。 そ方面ちがいの漫画家の雑話集――出版部数もそれほど多かつたと 刑の改正を望む」である。しかし、この提唱は、法律問題とはおよ 作法」他三十五編の談話で、その中の一つが毒殺刑を提案した「死 は考えられない――に掲載されたものであつたこととて、法律専門

用させる方法を提案している。今泉の提唱している方法は、受刑者者の自発的意思により――場合によつては強制的に――麻酔薬を使 (Albert Camus) は、死刑に反対しつつ、一種の妥協策として、 受刑 に注射することが検討されている。また、最近アルベール・カミユ(๑) くな執行方法」として、受刑者の協力のもとに致死量の薬物を静脈 四八年――五三年の王立委員会において「絞首刑に代る、比較的ら が問題となつたことがあり、英国では、死刑の問題を調査した一九(8) とも睡眠中に注射するのか、そうした具体的な点ははつ きりし な の了解をえて服用させるのか、あるいは強制的に用いるのか、それ えば、ナチスドイツにおいては、死刑囚に毒薬自殺をみとめる方法 の実例がない。しかし、毒殺刑の採否が論ぜられたことはある。例 毒殺刑は、すくなくとも近代においては、欧米各国においてもそ

手段であることは疑いえない。 ギロチンあるいは電気イスの残酷さをいくぶんなりとも緩和する一 毒殺刑は、現在それを採用している国はないにしても、絞首刑や わが国において、すでに早く明治三

今泉秀太郎(ポンチ絵画家)の死刑方法改正論

上、忘るべきではなかろう。 十四年に、そうした提唱がなされている事実は、わが近代死刑論史

- 1 今泉秀太郎「一瓢雑話」・一八二頁以下
- 2 蛮」(昭和三十九年)・六二頁以下等 和三十五年)・二四四頁以下、正木亮「死刑――消えゆく最後の野 三号(昭和三十一年)四頁以下。向江璋悦「死刑廃止論の研究」(昭 例えば家永三郎 「明治時代の死刑廃止運動」・ 社会改良第一巻
- (3) 拙稿「明治前期の死刑廃止論」・法学セミナー・ 昭和三十三年 五月号・四四頁以下。
- (4) John Laurence, A History of Capital Punishment, 1963, 因みに、ニューヨーク州における最初の電気イスの受刑者はケムラ 谷重次郎(重蔵とも云う)である(明治二十三年一月二十五日、二 1949, p.419)。 第二番目の 受刑者は翌年一月執行された 在留邦人渋 た (H. E. Barnes and N. K. Teeters, New Horizons in Criminology, (William Kemmler) という男で 一八九○年八月六日に執行され . p. 64
- (5) このことは、いち早くわが国にも伝えられた。例えば明法雑誌 為す」(二八頁)と報じている。「発布」は施行の誤りである。 第七七号(明治二十二年二月)は、雑報欄に「ニューヨーク州にて 法律を発布するの筈なりと。死刑に電気を用ふるは之を以て嚆矢と は愈々死刑は電気を用ふることに決定し本年の一月元旦を期して其

十四年一月十六日・毎日新聞)。

- (6)「今泉秀太郎氏訃報」・慶應義塾学報第八三号(明治三十七年十 月)・九一頁
- (7) 今泉の著作には、「極東地図」(庚寅新誌社)、「一瓢漫画集」 (同前)、「西洋習字新法」(春陽堂)、および中学校教科書

System of Penmanship」 (誠之堂) などもある

- 8 正木・前掲書・二三七頁。
- 9 首刑」・二五○頁──二五一頁。 Arthur Koestler, Reflections on Hanging 1956 西村克彦訳「絞
- (1) Albert Camus. Réflexions sur la guillotine, 1957 杉捷夫、 克己訳「ギロチン」・七二頁。 川村

î て本文の適当と思われる個所に組み入れた。なお、原文の圏点及び 傍線は削つた。 欄外に印刷された書入れは、本稿印刷の便宜上、 ( )を附し

酷ノ行為ト思フ人モアラザル可シ)

(2) この書き入れは、談話速記の原稿完成後、今泉が、 つて加筆したものと思われる。 自ら筆を執

死刑の全廃といふ事は今の世には適しない話で、東洋諸国などに 死刑の改正を望む

進歩し、薬種も沢山にあり、道徳の進んだ時代でありながら、何故 絞殺といふ方式も、随分残酷に過ぎはしないか、今世の様に医術も すが、まず世界中一般に行はれて居るのは絞殺であります。私は其 が、近頃は普通の斬首の刑も廃めに成つて、唯絞首の刑のみが存し は最も必要のないものと考へます。(現世ノ如キ禽獣世界ニハ死刑ノ て居る。亜米利加では数年前から時折電気の応用を試して居る様で 要アリ)昔は磔、火焙、鋸挽杯残忍酷薄な方法が色々あつたさうです

> バ麻酔中頸動脈ヲ切断スルモ可ナラン一切万事患者扱ニスレバ決シテ残 穏当な方法と考へます。(若シ此劇薬ヲ用ユル丈ニテハ蘇生ノ 虞 ア ラ 薬を死刑に利用したらば宜しかろう、実際何の差支が起るか、一番 麻痺薬を、応用する事は平気で居る。私は此類の毒薬ではない、麻痺 術を受ける時に、瓦斯、モルヒネ、コカイン、コロムホルム等各種 就て一種非常な恐怖心、迷心があるやうにも思はれるが、医師の施 毒薬を使用しないか、其理由が解せない。西洋人は毒殺と云ふ事に

ず、今の絞殺に就いて綱で締らるのが、痛さうだ、苦しさうだ杯と、 為でないから、一日も早く其改正を要する事であります。 可く穏当にしても宜しからう。私は誓つて申す、絞殺は文明的の行 のは、取りも直さず刑を重ねる訳に当るから、命を絶つ方法は成る でありませう。然らば尚其上に痛たさう、苦しさうな刑を執行する の頂上であるに相違ない。即ち心に無形の一刀を刺通されたも同然 最後に死刑の宣告を受けた瞬間が、無上の絶望、落胆の極、 死ぬ時の苦痛を恐れる心は極く!~の一小部分で、寧ろ裁判官から **ふか。試に罪人の心に成つて御覧なさい、昔の処刑ならばイザ知ら** 仮し罪人を病人同様に取扱ふといふ事は、余り穏当に過ぎると云 不愉快

は はありませんでした。若し不意に首を斬られ、 は覚えて居ますが、其後は痛かつたとも、蹴られたとも、全く知覚 粉砕されました、其時の事を回想して見るに、眼に晞を認めたまで 私は先年乗馬の稽古の際に、誤つて馬の蹄に触れて前歯五六枚を 此馬に蹴られた時と毫も相違はあるまいと思ひます。又柔術の 突然喉を締られた時

稽古中に喉を締められて、 気絶しかゝつた事は毎度であ りまし た 後記

が這入つて来るから、一時少し苦しいが其中に次第に好い心持に成 つて来て、望遠鏡を倒さに覗く様に、夢か幻のやうな一種の風景人物 て居る上に、人の手で締るのは絞罪器械と違つて、ジリノ〜漸々に力 襟ハ可成太ク厚クスルコト得策ナリ)此時は自分が初めから覚悟をし

謝の意を表する。

モノナリ昔関口流ノ柔術ニ妙ヲ得タル某氏カ大罪ヲ犯ン絞刑ニ処セラレ サセテモ之ヲ推返ス事敢テ難カラザリシ首ノ力ハ手足ノ力ニモ優ル強キ ひます。(前面一方ヨリ咽喉ヲ圧迫スル丈ニテハ人ノ呼吸ヲ絶ツコト が小さく遠く現はれて来る、其幻が去つた後は、知覚を失ふ様に思 タルコトアリ氏ハ刑場ニ臨ムヤ刑吏ニ告ヶテ曰ク「余ノ喉ハ常人ト等シ 余ノ如キモ壁前ニ立ツテ 喉ニ棒ヲ当テ 通常人二三名 位ニ推 紐ノ類ニテ首ヲ締ムルハ 苦 痛 多 シ 故ニ柔術ノ稽古着

易ナラズ

三倍以上ノ時間ヲ堪ヘシト云フ)以上は私の実験上のお話ですが、兎

カラズ試ニ余ノ絶息スルニ至ル迄ノ時間ヲ計リ給ヘト」果シテ普通人!

塾々史編纂所主事会田倉吉氏から種々の御援助をうけた。ここに深 本稿の執筆に際し、 平良教授、 官沢浩一助教授、 および慶應義

今泉秀太郎(ポンチ絵画家)の死刑方法改正論

ませぬ。

様な酷刑の行はれるのは、

が脱糞するなどの惨状、醜体は、斬首と格別の相違もあるまい。此 の惨状と、血を流すといふ不快の念に過ぎない。併し絞殺された人 い。唯世間の人が斬首の刑を厭ふ情は、身体が二分すると云ふ死後 首も絞首も、死際の苦痛は等しく共に本人には分かる程の暇間がな も早いから、却て仕合せになる訳で御座います。そ れで す から斬 に角被刑人の身に取つては、局端の最も烈しい苦痛は知覚を失ふ事

第廿世紀の一大汚点と申さなければなり